



## 福祉団体活動助成（西脇市共同募金配分金事業【公募】）のご案内

社協は、地域の皆様の赤い羽根共同募金運動で集められた貴重な募金を財源として、福祉団体活動助成事業を行っています。

西脇市を拠点としたNPOやボランティアグループ等が、つながりや、「福祉のまちづくり」を進める先駆的な地域福祉活動を支援することを目的に公募を実施します。

募集期間 令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）

### ■助成対象

つながりを絶やさない「一人ひとりが地域の中で尊重されるまちづくり」を推進する活動

### ■助成事業のイメージ

- ・住民交流の場づくりなど、地域における社会的孤立を防ぐための活動
- ・日常生活に不安を抱えている方への支援活動
- ・互いに認め合い、理解を深めていく学習やその啓発活動
- ・災害時支援に関する活動
- ・子どもへの学習支援や相談窓口の開設、食事支援、子どもたちの居場所づくり等の活動
- ・ひきこもりの方への支援活動 など

### ■助成額

1団体につき、上限10万円（総額50万円）

#### お問合せ先・送付先

社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会  
西脇市和布町277-1 西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内  
電話：(0795)22-5400 FAX：(0795)23-1891  
メール：info@nishiwaki-wel.or.jp  
ホームページ：https://nishiwaki-wel.or.jp/



## ■応募資格

- ・西脇市内の任意団体、ボランティアグループ、NPO法人等（構成員が5名以上の団体）  
※ 営利目的、政治目的、宗教の普及目的の事業は対象外とします。
  - ・助成対象となる活動・事業の実施地域が原則西脇市内であること。
  - ・助成対象となる活動・事業が、この申請と他の助成事業の助成額とを合わせて、事業費総額を上回らないこと。
  - ・会計事務を適正に処理することができる体制を整えること。
  - ・令和5年4月1日から令和6年3月末日までに実施・完了する事業を助成対象とする。
  - ・面接審査に参加できること。
  - ・共同募金の配分を受けたことをPRできること。
  - ・すでに社協会費や共同募金を財源に、助成を行っている活動・事業については、対象外とします。
- ※ 注意事項もご確認ください。

## ■応募方法

- ・所定の申請書類を、西脇市社協までご持参または郵送をお願いします。（申請書を郵送される場合は、西脇市社協まで申請書を郵送した旨ご連絡をお願いします。）
- ・団体等の概要や事業または活動のわかる資料（広報物など）を添付してください。
- ・複数の団体が連携して助成対象事業に取り組む場合は、窓口となる団体が応募することとし、連携・協働を行う団体名を記載してください。

## ■審査・選考方法

- ・申請に基づき、本会職員が書類審査および面接審査を行います。
- ・面接審査では、申請者がプレゼンテーション方式の事業説明（3～5分程度）を行います。パワーポイントの使用等、発表方法は任意とします。

面接審査 令和5年10月上旬

## ■助成金の交付

- ・面接審査終了後、助成が決定した団体には、後日文書にて詳細を連絡します。
- ・申請事業以外に助成金を使用することは認めません。
- ・事業の未実施等により使用されていない助成金がある場合は、返金してください。

交付時期 令和5年11月中旬

## ■実施報告

- ・事業の実施者は、事業終了後1箇月以内に、事業内容の詳細が明示できる資料を添付のうえ、別紙の報告書類を、西脇市社協まで提出してください。

申請に必要な書類をダウンロードできます

☞ 西脇市社会福祉協議会ホームページ <https://nishiwaki-wel.or.jp>

